

日医発第 1218 号(情シ)  
令和 4 年 9 月 21 日

都道府県医師会 担当理事 殿

日本医師会 常任理事  
長 島 公 之  
( 公 印 省 略 )

「オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」  
をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」  
に関する文書通知方法の変更について

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省保険局医療介護連携政策課より、今般の災害を受けて、オンライン資格確認等システムの機能の 1 つである、災害等発生時における「保険資格情報・医療情報の閲覧機能」をアクティブ化（有効化）する旨の周知方依頼が度々発出される件につきまして、対象となる地域においては緊急を要する情報であるとともに、短期間に「開始」「終了」の似たような文書が発出されることにより、対応が煩雑になる旨の連絡を受けております。

そのため、本「アクティブ化開始」「アクティブ化終了」に関連するの文書の扱いについて下記のように見直しを行い、添付の参考資料のように対応したく思います。

< 早期に対応 >

(1) 同文書を担当役員発出文書ではなく、情報システム課長名にて早期に発出する。

< 煩雑になることへの対応 >

(2) 日医文書発出時に、「アクティブ化開始」について、規程の期間（1 週間）で自動的に終了し、延長がある場合のみ追加で発出する旨を明記する。

(3) 規定通りの期間で厚生労働省からの「アクティブ化終了」の文書が来た場合には、都道府県医師会への文書発出を行わず対応終了とする。

(4) 厚生労働省からの「アクティブ化延長」の文書が来た場合には、その旨を(1)の対応にて文書発出する。

(5) 終了期限を設けずに「アクティブ化開始」または「延長」が行われた場合は、「アクティブ化終了」の文章を受けた際に、(1)の対応にて文書発出する。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、是非、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【参考資料】

- ・ 都道府県担当事務局宛て日医情報システム文書「オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」

# 参考

日医発第 xxx 号(情シ)

令和 x 年 x 月 xx 日

都道府県医師会 担当事務局 殿

日本医師会 情報システム課

課長 井川 智彦

(公印省略)

## オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」 をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省保険局医療介護連携政策課より、標記に関する事務連絡がまいりました。内容は、今般の災害を受けて、オンライン資格確認等システムの機能の1つである、災害等発生時における「保険資格情報・医療情報の閲覧機能」をアクティブ化(有効化)する旨の周知方依頼になります。アクティブ化されている場合、患者がマイナンバーカードを紛失等した場合であっても、医療機関・薬局は、口頭等で患者同意を取得することにより、オンライン資格確認等システムを通して保険資格情報・医療情報を閲覧することができます。

同機能の利用方法、利用における留意点については、別添資料をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の関係する郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、是非、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

○今回の「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化対象範囲・期間

要因：令和4年台風第14号による被害

範囲：山口県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、  
宮崎県及び鹿児島県

期間：災害救助法の適用第一報から一週間(令和4年9月17日～23日)

なお、日本医師会では期間が延長される場合にのみ追加文書を発出いたします。

以上

### 【添付資料】

- ・令和4年9月18日付日医宛て厚生労働省保険局医療介護連携政策課名事務連絡「オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」
- ・別紙1：令和4年9月18日付支払基金・国保中央会宛て厚生労働省保険局医療介護連携政策課名事務連絡「令和4年台風第14号に伴うオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」